

12. テーマについて

6班 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減について

令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用するこどもたちの利用料が無償化されました。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するこどもたち

【対象者等】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料が無償化。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化しています。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、基本的には保護者の負担です。
- 0歳から2歳までのこどもたちについては、住民税非課税世帯（年収約260万円未満）以外の家庭の場合、利用料を徴収。
(注) 自治体によっては独自の取組として、無償化を実施している場合があります。

0から2歳の保育料（月額）について

○ 国が定める利用者負担の上限額は以下のとおり。

区分		利用者負担
生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	(～年収約260万円)	0円
所得割課税額48,600円未満	(～年収約330万円)	19,500円
所得割課税額57,700円未満	(～年収約360万円)	30,000円
所得割課税額97,000円未満	(～年収約470万円)	30,000円
所得割課税額169,000円未満	(～年収約640万円)	44,500円
所得割課税額301,000円未満	(～年収約930万円)	61,000円
所得割課税額397,000円未満	(～年収約1,130万円)	80,000円
所得割課税額397,000円以上	(年収約1,130万円～)	104,000円

※ 1 保育標準時間（11時間の預かりが可能）の場合。

※ 2 ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯、きょうだいがいる場合などは上記の額から減額。

※ 3 自治体により独自の減免を行っている場合がある。

みなさんへの質問について

現在、保育園や幼稚園に通う3歳から5歳の利用料を税金で0円（無償化）にしていますが、家庭のお金の負担を減らす観点から、0歳から2歳の利用料も税金で0円（無償化）にしてはどうかという意見があります。現在、0～2歳児の中で保育所等を利用している子が約4割です。どうしたら全てのこどもに平等に支援をできるか、慎重に検討することが求められています。

【質問①】

0歳から2歳の保育料を0円にすることについて、どう思いますか？

【質問②】

0歳から2歳の保育料を0円（無償化）にするよりも、優先して家庭のお金の負担を減らしたほうがよいことはありますか？

（回答例①）保育料よりもオムツ代に支援するほうがよい、大学の無償化がよい、国の借金返済に充てるべき等 （回答例②）そんなものはない

教育に関する経済的負担の軽減について

令和5年11月1日 第212回国会 参議院・予算委員会

(岸田総理)

教育というもの、国民がひとしく良質な教育を受けるという点においても、またおっしゃるようにこの子ども・子育て支援という観点においても、これは重要なテーマであると認識をしています。

そして、日本においても、この教育基本法のこの理念、家庭の経済事情にかかわらず質の高い教育が受けられるチャンスを平等に与えられる必要があるというこの考え方を共有しながら教育費の負担軽減を行ってきた、こういったことであります。幼児教育から高等教育まで切れ目なく教育の支援を行ってきた、負担軽減を行ってきた、こういった歴史であったと思います。

引き続き、教育の負担軽減の努力は続けていかなければならないと思いますし、憲法においても教育の充実というテーマ、自民党としても重要なテーマの一つとして掲げています。是非、今後とも教育の負担軽減に向けて努力を続けていきたいと思っています。

○教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）

（教育の機会均等）

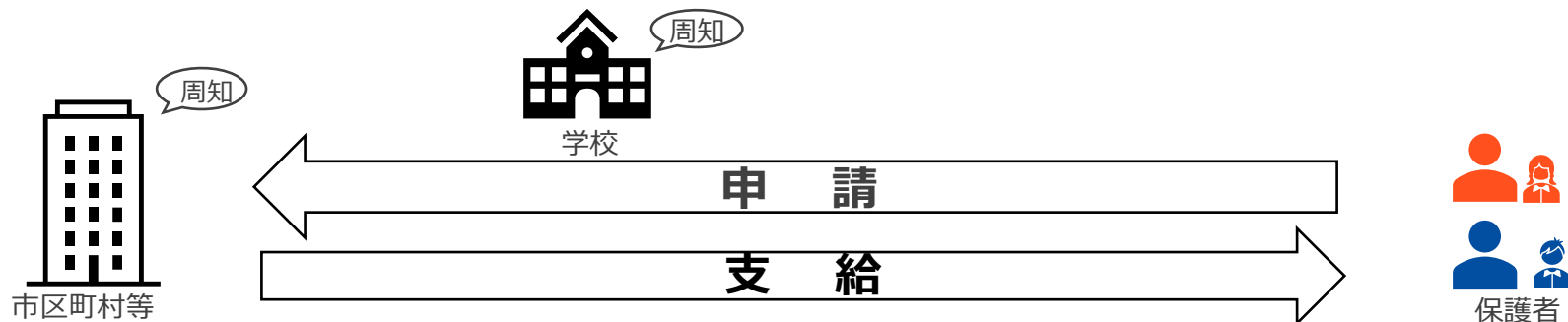
第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 （略）

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

小中学生への経済的支援（就学援助制度）

経済的理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対し、市区町村等が学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等を援助しています。 ※根拠法令：学校教育法第19条



対象

- ① **要保護者**（生活保護法に規定する要保護者）（令和4年度 約8万人）
- ② **準要保護者**（市区町村教育委員会等が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市区町村等が規定））（令和4年度約117万人）
※ 小・中学校に通う子供の7人に1人が就学援助を受給

対援助費目

例えば…

- 学用品費
- 校外活動費
- 学校給食費
- 新入学児童生徒学用品費等
- クラブ活動費
- 医療費
- 通学用品費
- 生徒会費
- 通学費
- P T A 会費
- 体育実技用具費
- 卒業アルバム代等
- 修学旅行費
- オンライン学習通信費
- など

※ 生活保護により教育扶助・生活扶助が行われている場合は、学用品費等は生活保護から受給

（参考）就学援助ポータルサイト（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm



・要保護者への援助については、国が経費の1/2を補助
 ・準要保護者への援助は、いわゆる「三位一体の改革」により、平成17年度から国庫補助が廃止となり、税源移譲・地方財政措置により、市町村が単独で実施。

高校生等への経済的支援（高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金）

高等学校等就学支援金

国の授業料支援のしくみです。

 **年収約910万円未満の世帯が対象**（家計急変により年収約590万円未満相当まで減少した世帯も対象）

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など


 **申込みは、学校へ** **入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。


高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、授業料以外の教育費支援のしくみです。

 **生活保護世帯、年収約270万円未満（住民税所得割非課税）の世帯が対象**（家計急変により年収約270万円未満相当まで減少した世帯も対象）

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

 **申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ**
毎年7月頃に手続きが必要です。詳しくは学校またはお住まいの都道府県にお問合せください。

 **新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。**
 都道府県によって実施状況が異なります。

都道府県の
お問合せ先



https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/mushouka/detail/1353842.htm

【参考】保護者等の年収目安と支給額（令和5年度）

保護者等の年収目安	約270万円未満	約270～590万円	約590～910万円	約910万円以上
高等学校等就学支援金	国公立：約12万円		私立：約12万円	
	私立：約40万円			
高校生等奨学給付金	約3～15万円			

両方利用できます！

大学生等への経済的支援（高等教育の修学支援新制度）



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容 授業料・入学金の免除/減額 + 給付型奨学金の支給

返済不要!

申請期間 高校3年の4月以降
(学校ごとに異なります。進学後に大学等で申し込むこともできます)

- 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠（人数上限）はありません。（注）高校等には、高等専門学校（3年次）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。（成績次第で警告や支援の打切りもあります。）

くわしい情報はこちら

文部科学省特設HP



(制度全体の概要を確認できます。)

高等教育の修学支援
LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



(自身が対象となるかななどを
大きめに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話：0570-666-301(月～金, 9:00～20:00)
※土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
※給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は, 在学中の
学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。



教育に関する経済的な負担を軽減するために、これからどのようなことに取り組んだらいいか参考にしたいので、みなさんやみなさんの周りの方の経験を教えてください！

【質問③】

- ・学校に通うにあたって、お金が理由で進学等をあきらめた経験や、進路を変更した経験がありますか？
- ・あなた自身に限らず、周りでそのような経験をしている方を見聞きしたことがありますか？